

指定法人の運営方法のあり方について

1. 指定法人の運営方法のあり方について

指定法人の運営方法のあり方については、第19回産業構造審議会・中央環境審議会合同審議会において、

「指定法人においては、安定的な法施行の観点から運営の安定化が最優先であるが、その費用の最小化について指摘されている。指定法人である自動車リサイクル促進センターの運営方法のあり方について、制度の実施状況を踏まえ、検討を行うべきではないか。」との論点整理がなされているところ。

2. 指定法人運営に係る費用負担のあり方（現状）について

(1) 自動車メーカー・輸入業者は、自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすべき存在として、資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と2005年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等のイニシャルコスト約142億円について100%負担している。

さらに、指定法人のランニングコストとして①自動車リサイクル制度の中心的役割を果たすべき存在としての基盤的成本（指定法人業務に必要な人件費、施設管理費等）及び②リサイクル料金の払渡しを受ける立場及び電子マニフェスト情報をリサイクル料金の払渡し請求のエビデンスとして利用する立場として一定のコスト（情報システム機器のリース費用等）を負担している。

(2) 現在、財団法人自動車リサイクル促進センター（以下「JARC」という。）により運営されている2法人（資金管理法、情報管理センター）の事業に係るランニングコストのうち、情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、

通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用は、自動車メーカー・輸入業者とユーザー（資金管理料金、情報管理料金として負担）の折半、資金管理業務、情報管理業務に必要な基盤的成本である人件費・物件費等については自動車メーカー・輸入業者が100%負担するというスキームになっている。

一方、ユーザーは、自動車メーカー・輸入業者と折半している資金管理法及び情報管理法の費用の他、資金管理法の費用のうち、③リサイクル料金の預託収受に要する費用と資金運用に要する費用④独立性・公開性の確保に要する費用について負担をしているところ（別紙参照）。

なお、指定再資源化機関については、セーフティーネット機能として様々な業務を行っているところであるが、例えば、小規模メーカー・輸入業者から委託を受けて再資源化等を行う業務（1号業務）に要する費用は当該事業者からの委託費用で賄い、自治体等への出えんなど離島・不法投棄対策事業（3～5号業務）に必要な原資については、廃車ガラ輸出や返還申請のない中古車輸出等によって結果的に生じるリサイクル料金の剰余金を活用することになっている。

(3) J A R Cには上記(2)に記載した指定3法人業務のほかに、J A R C自体の管理部門たる事務統括部（3法人の管理部門も兼ねる）があり、当該事務統括部の人件費・物件費等については、自動車関係9団体（(社)日本自動車工業会、日本自動車輸入組合、(社)日本自動車販売協会連合会、(社)日本自動車部品工業会、(社)日本中古自動車販売協会連合会、(社)全国軽自動車協会連合会、(社)日本自動車整備振興会連合会、(社)日本鉄リサイクル工業会、(財)日本自動車研究所）が負担している賛助会費により賄っている。

(4) これに対して、自動車メーカー・輸入業者からは合同審議会のヒアリングにおいて費用負担のあり方について見直しの要望がなされている。

(参考)

自動車メーカー・輸入業者からの要望

現在100%自動車メーカー等負担となっている自動車リサイクル促進センター(JARC)の資金管理法・情報管理センターの人件費・物件費等を他のシステム運用費用と同様、ユーザーと折半とすることを要望。

自工会・これまでは、法施行直後はJARCの運用費用収入が不安定との見込みに基づき、自工会・輸入組合が自主的に負担してきたが、既販車7,500万台の資金管理料金等が預託済みとなった現在、その必要は解消したと認識。

(ユーザー負担を増加させない剰余金出捐のスキームあり)。

3. 検討課題について

(1) 自動車リサイクル促進センターの必要経費については、十分に効率化が進み、費用の最小化が図られているか。

(2) ユーザーと自動車製造業者等、関連事業者の自動車リサイクル制度への関わり方、役割分担の中で、ユーザーと自動車製造業者等の指定法人業務の費用負担について見直す必要はないか。

指定法人業務に関する費用負担の基本的考え方（まとめ図）

【イニシャルコスト】

資金管理法 情報管理センター 指定再資源化機関	資金管理や電子マニフェスト制度等に要する情報システムのプログラム構築費用と今年度までの指定法人の施行準備に要する人件費等	自動車メーカー・輸入業者
-------------------------------	--	--------------

【ランニングコスト】

資金管理法	①資金管理業務に必要な基盤的コストである人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、リサイクル料金に関する普及・広報に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と資金管理料金で原則折半〕 ③リサイクル料金の預託収受に要する費用と資金運用に要する費用 ④独立性・公開性の確保に要する費用	自動車メーカー・輸入業者 資金管理料金
情報管理センター	①情報管理業務に必要な基盤的コストである人件費、施設管理費等 ②情報システム機器のリース費用やメンテナンス費、外部委託費、通信費、電子マニフェスト制度に関する関係事業者向けの普及に必要な費用〔自動車メーカー・輸入業者と情報管理料金で原則折半〕	自動車メーカー・輸入業者 情報管理料金
指定再資源化機関	①小規模自動車メーカー・輸入業者から委託を受けて実施する再資源化等業務に要する費用 ②離島対策・不法投棄対策事業に要する費用	自動車メーカー・輸入業者 剰余金
事務統括部	①JARC自体の管理部門の人件費・施設管理費等（指定3法人の管理業務に係る経費を含む）	関係9団体賛助会費